

ADRセンターの個別説明会を 毎月1回実施しています

開設場所 富岡町文化交流センター
「学びの森」2階研修室

開設日 令和6年6月27日（木）

受付時間 11:00～14:30

もくろひのつこの選択肢

A^{''}
D
R

''



- 中立・公正な国の機関（ADRセンター）が、無料で賠償額を算定し、話し合いによる解決の仲介をします。
- 個別事情に応じて、東京電力からの直接賠償を超える賠償が認められる場合があります。
- 個別説明会では、その場で弁護士など法律の専門家のサポートを受けられます。
- 証拠資料が手元に揃ってなくても利用できます。
- 事案の約8割が和解に至っています。



手続費用
無料

追加賠償
（第五次追補）についても
申立て可能です



文部科学省

原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）

☎0120-377-155（平日10時～17時）



このような場合 賠償額が増額される可能性があります
請求漏れはありませんか？

家族が離れ離れになり、
二重生活となった



自家消費していた
野菜や米を作れなくなり
生活費が増加した



介護や子の世話
をしながら避難した



原発事故の影響で
仕事を失った



避難により農機具が
管理できず使用不能
となった



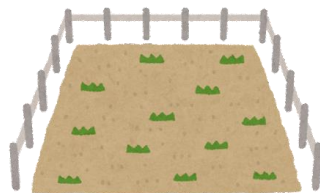
避難により
ペットを失った



墓石の修理費用や
移転費用が必要となった



登記簿上は山林や
畑だが、現況は宅地の
土地があった



避難時に持ち出せなかった
高額家財（ピアノ・ひな壇
等）や着物があった



ADRセンターでは個別事情に応じて賠償金額を算定し直します